

令和5年度第1回 大阪府大阪市北部保健医療協議会 議事概要

日 時：令和5年7月18日（火）午後2時から3時

開催方法：Microsoft Teams によるオンライン開催

開催場所（事務局・傍聴等）：大阪市役所地下1階第3会議室

出席委員：30名（委員総数34名、定足数18名であるため有効に成立）

（本出委員、田上委員、泉岡委員、小川委員、辻 委員、焦 委員、岡田委員、松井委員、三宅委員、横山委員、田路委員、櫻井委員、板東委員、鈴木委員、増井委員、宮田委員、横田委員、岩岸委員、前田委員、川嶋委員、辻 委員、佐藤委員、藤原委員、倉井委員、北村委員、加納委員、木野委員、小林委員、廣川委員、片桐委員）

■副会長選出

副会長に大阪市都島区歯科医師会会長の三宅委員が選出された。

■議題（1）第8次大阪府医療計画策定に向けた考え方について

- ・第8次計画作成指針について
- ・第8次計画策定スケジュールについて

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明

【資料1】第8次大阪府医療計画の策定に向けた基本的考え方

[第57回大阪府医療審議会資料]

【資料2】第8次大阪府医療計画 目次（案）

[第57回大阪府医療審議会資料]

【資料3】第8次大阪府医療計画における医療圏について

【参考資料1】（厚労省通知）第8次医療計画作成に係る厚生労働省通知等について

【参考資料2】（厚労省資料）6事業目（新興感染症対応）について

【資料4】第8次大阪府医療計画 策定スケジュール（令和5年度）

[第57回大阪府医療審議会資料]

（質問・意見）なし

■議題（2）紹介受診重点医療機関の選定について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課、大阪市健康局から説明

【資料5】紹介受診重点医療機関の選定について

【資料6】大阪市二次医療圏 令和4年度外来機能報告の結果について

【資料7】大阪市二次医療圏紹介受診重点医療機関の候補等リスト

【参考資料3】（厚労省通知）都道府県における今後の外来機能報告制度の運用等について

【参考資料4】（厚労省リーフレット）紹介受診重点医療機関

【参考資料5】（厚労省）紹介受診重点医療機関に係る診療報酬

（質問）

- 外来機能報告の提出率は大阪市の中で北部が最も低いですが、意向があるにも関わらず蓋然性を確認できていない医療機関はあるのか。

（大阪市の回答）

- 外来機能報告において意向があると回答した医療機関に対し、実績報告書の提出について確認をしたが、1病院以外からは資料の提出がなかったもの。

（質問）

- 北部基本保健医療圏における紹介受診重点医療機関の数は充足していると認識しているのか。それとも今後増やしていくのか。

（大阪市の回答）

- 今回、初めての外来機能報告に基づく紹介受診重点医療機関の選定となり、8月1日からの運用開始となるため、充足の状況については、実際に紹介受診重点医療機関の運用をしながら、今後の状況をみて選定等の協議をお願いしたい。

（質問）

- 北部基本保健医療圏は地域によって医療資源にバラつきがあるため、意向に偏りがある場合は協議会で判断すると考えてよいか。

（大阪府の回答）

- 本制度は外来機能について役割分担の明確化を進めるための制度であり、重点外来の基準に沿った医療機関について、紹介受診重点医療機関に選定するということが外来医療機能の分化に寄与すると考える。ただし、定額負担なども発生するため、経営なども勘案して、紹介受診重点医療機関になるかどうかの最終判断については、医療機関の意向を尊重したいと考えている。

（質問）

- 大阪回生病院については意向もあり、紹介受診重点医療機関に選定してもいいような実績値ではないか。

（大阪市の回答）

- 病院としては実績報告書の提出を検討したと聞いている。最終的には提出がなかったため、蓋然性の確認には至っていない。

（意見等）

- 紹介受診重点医療機関への選定の意向はあるが、蓋然性確認の資料を提出していない医療機関に対して、行政から何か指導等を行われたいのか。期間が短く、医療機関もまだメリット・デメリットなど理解しているとは言い難く、しっかり説明をしてもらいたい。
- 国の方針は、基準のルールが基本的にあり、地域によってはどうしても変えなければならぬ場合には、しっかりと議論を行って選定することという趣旨であり、今年度

については国の基準でしっかりと議論して、今後の問題として大阪という都会において選定の仕方についての議論を進めていけばいいのではないかと。

<協議結果>

- ・ 本協議会における紹介受診重点医療機関の選定方法は、事務局(案)のとおりとする。
 - ・ 選定方法に基づき、紹介受診重点医療機関の意向があり、紹介受診重点医療機関の要件を満たす医療機関および基準は満たさないが、紹介受診重点医療機関への意向がある医療機関のうち直近3か月の実績が全ての月において基準を上回る実績の提出があった医療機関を紹介受診重点医療機関として選定する。
- ※協議結果について、大阪府大阪市保健医療連絡協議会に報告。同協議会において、本報告を踏まえ、選定について協議。

■議題(3) 在宅医療について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明

【資料8】第8次大阪府医療計画(在宅医療分野)策定に向けた今後の進め方

(質問)

- 介護保険法における市町村事業と重複する部分が多く、財政的な問題があると思うが、市町村等医師会とのすみ分けについてどう考えているのか。医師会として事業を受けるか検討するにあたり、今後区役所と大阪市のどちらと調整することになるのか。

(大阪府の回答)

- 連携の拠点事業と既存の市町村事業と重複する部分もあるため、役割分担を明確にする必要がある。資料8のスライド4に、連携の拠点に求められる事項を記載しており、表の「市町村事業」欄には一部実施済の事業にアからキを書き、「府の補助事業(案)」欄に市町村事業では未実施の事業に○を入れている。○の事業が今回新たに連携の拠点にお願いする事業と認識しており、補助メニューを検討していきたい。

(大阪市の回答)

- 連携の拠点については現在検討しているところであり、今後相談させていただきたい。

(質問)

- 積極的医療機関の設置は、二次医療圏に少なくとも1箇所とのことであるが、具体的なイメージとしては、区に1箇所なのか、町に1箇所なのか。

(大阪市の回答)

- 大阪市では様々なサービスの提供を区役所単位で進めているため、24区単位での設置を目指しながら今後検討していきたい。

(意見等)

- 在宅医療の連携の拠点について、(例)が記載されているが、できれば薬局もしくは薬剤師会も明記してもらえないか。資料の第7次の施策体系には薬局の文言があり、薬剤師会・薬局は在宅に関してしっかりと力を入れているため。

終了